

平成九年郵政省令第九十一号

第一種指定電気通信設備接続会計規則

電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第三十八条の二第九項の規定に基づき、指定電気通信設備接続会計規則を次のように定める。

目次

第一章 総則（第一条―第六条）

第二章 資産並びに費用及び収益（第七条―第九条）

第三章 接続会計報告書等の公表等（第十条―第十二条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この省令は、第一種指定電気通信設備との接続に関する会計の整理の方法を定めるとともに、当該接続に関する収支の状況等を明らかにし、もって接続料の適正な算定に資することを目的とする。

（用語）

第二条 この省令において使用する用語は、電気通信事業法（以下「法」という。）及び電気通信事業会計規則（昭和六十年郵政省令第二十六号）において使用する用語の例による。

2 この省令の規定の解釈については、次の定義に従うものとする。

一 「第一種指定設備管理部門」とは、第一種指定電気通信設備及びその管理運営（開発、計画、設置、運用、保守、撤去及びその他の活動並びにこれらに付随する活動をいう。以下同じ。）に必要な資産及び費用並びに当該設備との接続及び当該設備の提供に関連する収益を整理するために設定される会計単位をいう。

二 「第一種指定設備利用部門」とは、電気通信業務の販売その他の電気通信事業に属する活動（第一種指定電気通信設備及びその管理運営を除く。）に必要な資産及び費用並びに当該活動に関連する収益を整理するために設定される会計単位をいう。

三 「支援設備」とは、第一種指定電気通信設備が有する機能を支援するために使用される電力設備、総合監視設備及び試験受付設備等に関連する資産及び費用を整理する補助部門をいう。

四 「全般管理」とは、営業所等における共通的作業及び本社等管理部門における活動に関

連する資産及び費用を整理する補助部門をいう。

五 「一般第一種指定設備」とは、第一種指定電気通信設備接続規則（平成十二年郵政省令第六十四号。以下「接続料規則」という。）第四条の表二の項（端末系ルータ交換機能及び一般収容ルータ優先パケット識別機能に限る。）、五の二の項（六の二の項、六の三の項及び九の項から九の四の項までの機能（以下別表第二において「端末系ルータ交換機能等」という。）に係る設備、接続料規則第二条第二項第一号の三に規定する第一種指定ワイヤレス固定電話用設備（固定端末系伝送路設備であるものを除く。）並びに接続料規則第四条に規定する対象設備等以外の一般第一種指定ルータ及びその附属設備をいう。

六 「特別第一種指定設備」とは、一般第一種指定設備以外の第一種指定電気通信設備をいう。

七 「設備区分」とは、第一種指定設備管理部門又は第一種指定設備利用部門のそれぞれに帰属させた電気通信設備を、別表第一勘定科目表資産の項（建物から建設仮勘定までの各項を除く。）を基礎として階梯別又は用途別に分けた会計単位の細区分をいう。

（遵守義務）

第三条 第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者（以下「事業者」という。）は、この省令の定めるところにより、第一種指定電気通信設備との接続に関する会計を整理しなければならない。ただし、特別の理由がある場合には、総務大臣の許可を受けて、この省令の規定によらないことができる。

2 この省令に定めのない事項については、電気通信事業会計規則その他一般に公正妥当と認められる会計の原則に従わなければならない。

（会計の基準の整備等）

第四条 事業者は、次の各号に掲げるところにより第一種指定電気通信設備との接続に関する会計を整理しなければならない。

一 資本的支出と収益的支出との区分に関する適正な基準を定めるほか、この省令の規定に基づく資産並びに費用及び収益の計算を正確に行うための規程その他経理に関する制度を整えること

二 設備区分において直接に発生する費用を正確に把握するよう努めること

（会計単位の区分）

第五条 事業者は、電気通信事業に関連する資産並びに費用及び収益を、第一種指定設備管理部門と第一種指定設備利用部門とに適正に区分して整理しなければならない。

2 前項の場合において、第一種指定電気通信設備の利用に関する第一種指定設備管理部門と第一種指定設備利用部門との取引は、法第三十三条第九項に規定する認可接続料等に記載された当該取引に適用することが相当と認められる接続料（事業者が他の電気通信事業者との間で電気通信事業法施行規則（昭和六十年郵政省令第二十五号）第二十三条の四第二項第十号の四に規定する方式を採用するときは、事業者が当該他の電気通信事業者との間で当該方式を採用しなかったときに事業者が取得すべき金額）の振替によって整理しなければならない。ただし、当該接続料が認可接続料等に定められていないときは、接続料規則の規定を準用して算定した金額の振替によって整理しなければならない。

（勘定科目、接続会計財務諸表、接続会計報告書及び接続会計整理手順書）

第六条 事業者は、別表第一によりその勘定科目を分類し、かつ、別表第二の様式による損益計算書その他接続に係る会計の計算に関する諸表（以下「接続会計財務諸表」という。）、別表第三による「接続会計報告書並びにこの省令の定めるところにより接続会計財務諸表を作成する際に準拠した資産並びに費用及び収益の整理の手順を詳細に記載した書類（以下この条において「接続会計整理手順書」という。）を作成しなければならない。

2 前項の接続会計財務諸表を作成するに当たっては、別表第一の勘定科目の項に属する資産又は費用の項目のうち、光信号の伝送に係るものについては、都道府県の区域ごとに区分して会計を整理しなければならない。

3 別表第一の勘定科目の項に属する資産若しくは費用又は収益で、当該勘定科目の項を細区分して経理することが適当であると認められる場合には、当該細区分により会計を整理しなければならない。

4 接続会計財務諸表に掲記される科目その他の事項の金額は、千円単位をもって表示することができる。

第二章 資産並びに費用及び収益（資産の整理）

第七条 別表第一の勘定科目の二以上の項に関連する資産は、回線数比その他の適正な基準によりそれぞれの項に整理しなければならない。

2 支援設備及び全般管理に整理した資産は、適正な基準により第一種指定設備管理部門又は第一種指定設備利用部門に帰属させなければならない。

（費用及び収益の整理）

第八条 別表第一の勘定科目の二以上の項に関連する費用及び収益は、適正な基準によりそれぞれの項に整理しなければならない。

2 支援設備及び全般管理に整理した費用は、別表第二に掲げる基準により第一種指定設備管理部門又は第一種指定設備利用部門に帰属させなければならない。

（設備区分への費用の整理）

第九条 前条の規定により整理し又は帰属させた費用のうち電気通信設備の管理運営に関連するものは、適正な基準により設備区分に帰属させなければならない。

第三章 接続会計報告書等の公表等（接続会計報告書等の公表等）

第十条 事業者は、第六条第一項の接続会計報告書及び接続会計整理手順書（以下「接続会計報告書等」という。）を、毎事業年度経過後四月以内に総務大臣に提出しなければならない。

2 事業者は、接続会計報告書等を総務大臣に提出した日から、インターネットを利用することにより、接続会計報告書等を公表しなければならない。

3 前項の公表は、公表の日から起算して五年を経過する日までの間、行わなければならない。

4 前二項の規定にかかわらず、事業者は、総務大臣の許可を受けて、その事業上の秘密の保持の必要により接続会計報告書等の一部を公表しないことができる。

（計算結果証明）

第十一条 事業者は、第六条第一項の接続会計財務諸表が、この省令の規定に基づいて適正に作成されていることについての職業的に資格のある会計監査人による証明を得なければならない。

（会計記録の保存）

第十二条 事業者は、第六条第一項の接続会計財務諸表の作成に用いた帳簿その他の会計記録を、毎事業年度経過後五年間保存しなければならない。

附則

この省令は、公布の日から施行し、平成十年四月一日以後に開始する事業年度から適用す

る。ただし、事業者の事業年度中途に総務大臣が法第三十八条の二第一項の規定により指定を行ったときは、当該指定に係る第一種指定電気通信設備との接続に関する会計については、当該指定の日以後に開始する事業年度から適用する。

附 則（平成二十一年一月一日郵政省令第三号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成二十二年九月二七日郵政省令第六〇号） 抄

（施行期日）

第一条 この省令は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。

（経過措置）

第二条 この省令による改正前の様式又は書式により調製した用紙は、この省令の施行後においても当分の間、使用することができる。この場合、改正前の様式又は書式により調製した用紙を修補して、使用することができる。

附 則（平成二十二年一月一六日郵政省令第六四号） 抄

（施行期日）

第一条 この省令は、電気通信事業法の一部を改正する法律（平成十二年法律第七十九号）の施行の日から施行する。

附 則（平成二十三年一月二九日総務省令第一五〇号）

この省令は、電気通信事業法等の一部を改正する法律（平成十三年法律第六十二号）の施行の日（平成十三年十一月三十日）から施行する。

附 則（平成二十三年二月二一日総務省令第一六四号）

この省令は公布の日から施行し、平成十四年四月一日以後に開始する事業年度から適用する。

附 則（平成二十五年一月五日総務省令第一三七号）

この省令は、公布の日から施行し、施行の日以後終了する事業年度に係る接続会計財務諸表及び接続会計報告書から適用する。

附 則（平成二十六年三月二二日総務省令第四四号） 抄

（施行期日）

第一条 この省令は、電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正す

る法律（以下「改正法」という。）附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日から施行する。

附 則（平成二十七年四月二日総務省令第七二号）

この省令は、平成十七年四月一日から施行する。

附 則（平成二〇年三月二二日総務省令第二七号） 抄

（施行期日）

1 この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 平成二十三年三月三十一日以前に終了する事業年度に係る財務諸表及び接続会計報告書等については、この省令による改正後の電気通信事業会計規則及び第一種指定電気通信設備接続会計規則の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

附 則（平成二十二年五月二二日総務省令第五一号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成二十八年三月二九日総務省令第三〇号） 抄

（施行期日）

1 この省令は、電気通信事業法等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日（平成二十八年五月二十一日）から施行する。

附 則（平成二十八年五月二三日総務省令第五八号）

この省令は、公布の日から施行し、第二条の規定による改正後の第一種指定電気通信設備接続会計規則の規定は、平成二十八年四月一日以後に開始する事業年度に係る接続会計財務諸表及び接続会計報告書等について適用する。

附 則（平成三〇年二月二六日総務省令第六号） 抄

（施行期日）

1 この省令は、平成三十年四月一日から施行する。

附 則（令和二年一月一九日総務省令第一〇三号）

この省令は、令和二年十二月一日から施行する。

附 則（令和三年一月一四日総務省令第一号） 抄

（施行期日）

第一条 この省令は、令和三年四月一日から施行する。

附 則（令和五年一月一六日総務省令第二号） 抄

（施行期日）

第一条 この省令は、電気通信事業法の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日（令和五年六月十六日）から施行する。

附 則（令和五年二月二七日総務省令第九九号） 抄

（施行期日）

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第三条 この省令による改正後の第一種指定電気通信設備接続会計規則の規定（第十条の規定を除く。）は、この省令の施行の日以後終了する事業年度に係る接続会計財務諸表及び接続会計報告書等について適用する。

附 則（令和六年三月七日総務省令第一四号）

（施行期日）

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条 この省令による改正後の第一種指定電気通信設備接続会計規則の規定は、この省令の施行の日以後終了する事業年度に係る接続会計財務諸表及び接続会計報告書等について適用する。

別表第一（第2条・第6条・第7条・第8条）
勘定科目表

科目	款（原部）	項
1 電気通信事業固定資産	1 第一種指定設備	1 一般第一種指定設備
有形固定資産	第一種指定設備管理部門	一般第一種指定収容ルータ（端末系ルータ交換機能及び一般収容ルータ優先パケット識別機能に係るものに限る。）

一般第一種指定中継ルータ
一般第一種指定中間中継ルータ

一般第一種指定収容ルータ
SIPサーバ
セッションボーダコントローラ

ENUMサーバ
IP電話用DNSサーバ
ゲートウェイルータ
メディアゲートウェイ

一般第一種指定収容ルータ
（端末系ルータ交換機能及び一般収容ルータ優先パケット識別機能に係るものを除く。）

網終端装置（IP-VPNサービスに係るもの）
網終端装置（インターネット接続サービスに係るもの）
収容イーサネットスイッチ（同等の機能を有するルータを含む。）

中継イーサネットスイッチ（同等の機能を有するルータを含む。）
ゲートウェイスイッチ（同等の機能を有するルータを含む。）

伝送路
（何）

2 特別第一種指定設備
端末系伝送路（電気信号の伝送に係るもの）
主配線盤（電気信号の伝送に係るもの）
端末系伝送路（光信号の伝送に係るもの）
主配線盤（光信号の伝送に係るもの）
公衆電話設備

端末系交換設備（主として音声伝送役務の提供に用いられるもの）
端末系交換設備（主としてデータ伝送役務の提供に用いられるもの）

端末系交換設備（主として音声伝送役務の提供に用いられるもの）
端末系交換設備（主としてデータ伝送役務の提供に用いられるもの）

端末系交換設備（主として音声伝送役務の提供に用いられるもの）
端末系交換設備（主としてデータ伝送役務の提供に用いられるもの）

端末系交換設備（主として音声伝送役務の提供に用いられるもの）
端末系交換設備（主としてデータ伝送役務の提供に用いられるもの）

[illegible]

除却費	通信設備使用料	第一種指定設備管理部門	(何) 設備使用料
租税公課	第一種指定設備管理部門	第一種指定設備管理部門	(何) 設備使用料
振替	第一種指定設備管理部門	第一種指定設備管理部門	(何) 設備使用料
網使用料	第一種指定設備管理部門	第一種指定設備管理部門	(何) 設備使用料
受取網使用料	第一種指定設備管理部門	第一種指定設備管理部門	(何) 設備使用料
振替網使用料	第一種指定設備管理部門	第一種指定設備管理部門	(何) 設備使用料
接続装置使用料	第一種指定設備管理部門	第一種指定設備管理部門	(何) 設備使用料
網改造料	第一種指定設備管理部門	第一種指定設備管理部門	(何) 設備使用料
役務収入	第一種指定設備利用部門	第一種指定設備利用部門	(何) 設備使用料

するためにこれらの設備の間に設置されるイーサネットスイッチをいう。

別表第二「第6条・第8条」

試験問題 2 (解答表、解答用紙)	<u>解答用紙</u>
試験形式	<u>選択式</u>
会計科目表	<u>借方 貸方 貸</u>
会計科目表 <u>借方</u> (借方科目表)	(単位:円)
1 借財提供の方法	
(1) 貸付金	
ア 貸付金	
ア 借主と貸主とが交換機能等に及ぶもの	
イ 貸主のもの	
2 新築の貸付金	
ア 借主と貸主とが交換機能等に及ぶもの	
イ 貸主のもの	
(17) 貸付金提供の利息に規定する借主に及ぶもの	
イ 貸主のもの	
(2) 貸付金	
ア 貸付金	
2 新築の貸付金	
ア 借主と貸主とが交換機能等に及ぶもの	
イ 貸主のもの	
3 借財提供の利息に規定する借主に及ぶもの	
イ 貸主のもの	
(1) 貸付金	
ア 借付金提供の貸付金	
ア 借主と貸主とが交換機能等に及ぶもの	
イ 貸主のもの	
2 新築の貸付金	
ア 借主と貸主とが交換機能等に及ぶもの	
イ 貸主のもの	
3 借付金提供の利息に規定する借主に及ぶもの	
イ 貸主のもの	
会計科目表 <u>貸方</u> (貸方科目表)	(単位:円)
(1) 貸付金	
1 貸付金	
2 貸付金	
(2) 貸付金	
1 貸付金	
2 貸付金	
ア 借主と貸主とが交換機能等に及ぶもの	
イ 貸主のもの	

(ア) 接続利用規則第4条に規定する機能に係るもの
(イ) (ア)以外のもの
第一種指定設備利用部門営業利益(又は第一種指定設備利用部門営業損失)
(記載上の注意)
次の事項を注記すること。
第一種指定設備管理部門「1 接続設備の部 (1) 営業収益 2 振替樹使用料」
に關し、該可接続設備等以外の設備合計に占めるの割合額

⑧ 1 この条に掲げた項目に該当すべき金額がない場合は、当該項目を省略した形式により作成することができる。
2 ゲートウェイシステムとは、一般第一種特定電気通信設備に該当するイーサネットシステムと他の電気通信事業者の電気通信設備とを相互に接続するためにこれらの設備の間に設置されるイーサネットシステムをいう。

1	電圧調整設備を収容する設備に必要となる、器具類に必要となる費用、当該設備用材料及び配線設備については、原則として次の標準により、第一種配電設備管理部門及び第一種配電設備利用部門において物理的に管理可能な資源の区分、支援態様、全設備管理に帰属させる。	
建物		
減価償却費、固定資産除却費、施設保全費	第一種設備 占有面積比 第二種設備 設備の占有面積比（設備収容面積比） 稼働人員数比（設備収容面積比未満）	
器具類		
減価償却費、固定資産除却費、施設保全費 通信設備用材料	稼働人員数比 該当する設備区分比	
配電設備	占有面積比 設備収容面積比	
2	配電設備及び受電設備等については、次の標準により、第一種配電設備管理部門及び第一種配電設備利用部門において物理的に管理可能な資源の区分に帰属させる。	
インフラ系応用技術（通信機器）	占有面積比	
インフラ系応用技術（通信電力）	稼働電力機比率	
インフラ系応用技術（電力通信設備）	設備区分の占有面積比及び設備収容面積比	
インフラ系施設技術	設備の占有面積比及び設備収容面積比	
3	第1条第3項に規定する基準は、原則として次のとおりとする。	
支配設備		
電力設備	仕様電力機比率	
試験設備	設備件数比	
電気設備	設備区分件数比	
金庫等類		
共通		
資料（機密性のものを除く。）		
保管、荷役、輸送用	当年年度利用固定資産機比率	
資材倉庫	当年年度利用固定資産機比率	
研修（サービス関連のものを除く。）	関連部門の稼働人員比率	
研修		

(注)

- この表に掲げた項目に計上すべき金額がない場合は、当該項目を省略した様式により作成することができる。
- ゲートウェイスイッチとは、一般に一端固定電気通信設備に該当するイーサネットスイッチと他の電気通信事業者の電気通信設備とを相互に接続するためにこれらとの設備の間に設置されるイーサネットスイッチをいう。

4. 評価区分別費用内訳表
取組年度 事業年度
1. 経費別・用途別細目別区分別内訳
2. 経費別・用途別・事業年度別区分別内訳
3. 経費別・用途別・事業年度別区分別内訳
4. 経費別・用途別・事業年度別区分別内訳
5. 経費別・用途別・事業年度別区分別内訳
6. 経費別・用途別・事業年度別区分別内訳
7. その他